議案第87号

阿見町ふるさと応援基金条例の制定について

阿見町ふるさと応援基金条例を次のように定める。

令和8年12月1日提出

阿見町長　千　葉　　繁

阿見町ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条　本町を応援したいという思いのもとに、ふるさと納税として寄せられた寄附金の取扱いを明確にし、寄附者の思いに沿ったまちづくりを進めることを目的として、阿見町ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附金の種類)

第2条　この条例において「寄附金」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例を活用するために本町が設ける寄附金制度に基づく寄附金(以下「ふるさと納税寄附金」という。)

(2)　地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、企業から受け入れた寄附金(以下「企業版ふるさと納税寄附金」という。)

(積立て)

第3条　基金は、第1条の目的達成のために寄附された寄附金を積み立てるものとする。

2　基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第4条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条　町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(1)　ふるさと納税寄附金を当該寄附金の使途の指定に応じた町政に関する事業に要する経費の財源に充てるとき。

(2)　企業版ふるさと納税寄附金をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第8条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号説明資料

阿見町ふるさと応援基金条例の制定について

【制定理由】

本町を応援したいという思いのもとに、ふるさと納税として寄せられた寄附金の取扱いを明確にし、寄附者の思いに沿ったまちづくりを進めることを目的として、阿見町ふるさと応援基金を設置するもの。

【主な内容】

個人からのふるさと応援寄附金と法人からの企業版ふるさと応援寄附金を、一旦基金に積み立ててから事業に充当することで、ふるさと応援寄附金の充当事業を明確にするもの。